

ハンドベル演奏動画の投稿・配信について

演奏活動が制限されている現在、インターネット上での動画配信や動画投稿のニーズが増えています。また同時に音楽著作権への意識も高まり、お問合せも多くなっています。

そこで日本ハンドベル連盟では、会員の皆様が著作権法に触れることなく演奏動画投稿やライブ配信を楽しめるよう、まずは一般的なハンドベルの楽曲について、作編曲の先生方からの情報を元に対処策をまとめました。

基本的には以下の**条件**を満たし、**必要な手続き**を経た上で、ご自身が演奏した動画を投稿・配信していただけます。

ただし権利関係は複雑で環境によっても異なるため、必ずしもこの通りとは限りません。演奏動画を投稿・配信する際は、**演奏者の責任において**行ってくださいますようお願いいたします。

条件

1. 正確な曲名および作・編曲者名を明記すること。
2. 出版楽譜を用いて演奏する際は必ず必要部数の楽譜を使用することとし、コピー譜は不可とする。
3. 原則として楽譜通りに演奏し、補編曲等を行わないものとする。
4. 非商業利用であること。

必要な手続き

演奏に用いたハンドベルの楽譜は？

国内出版楽譜	⇒	A
輸入楽譜	⇒	B
未出版楽譜	⇒	C

A 国内出版楽譜

- ① 著作権保護期間内の楽曲のハンドベルアレンジ

〈内国曲〉

JASRAC 管理楽曲（楽譜に日本音楽著作権協会の許諾番号が記載）であれば、JASRAC が許諾契約を締結している動画投稿サービス（YouTube 等）において、個別の手続きは不要で演奏動画を投稿できます。

- ・ JASRAC 管理楽曲であっても、利用形態（編曲、出版、動画投稿等）により使用条件や管理会社が異なる等の理由で、動画投稿が規制されている曲もあります。楽譜に詳細が記載されている場合もあります。
- ・ JASRAC 以外の管理会社（avex、NexTone、その他出版社等）が管理している楽曲については、それぞれお問合せください。

〈外国曲〉

別途手続きと著作権使用料が必要です。JASRAC のホームページ等でご確認ください。

- ② 著作権保護期間が終了した楽曲（パブリックドメイン）のハンドベルアレンジ
- ③ オリジナル曲

冒頭の条件をすべて満たしていれば、基本的に配信ごとの作編曲者の承認は不要です。

※著作権保護期間は、一般的に著作権者の死後 70 年です。

B 輸入楽譜

アレンジ、オリジナル曲に関わらず、配信ごとに著作権者の承認が必要です。

ハンドベル楽譜に記載されているコピーライト所有者（主に出版社）に書面で連絡をし、許可を取ってから配信してください。

※連絡先・連絡方法等が不明な場合は、連盟までお問合せください。

※問合せメールの英語例文は連盟ホームページに掲載しています。

C 未出版楽譜

- ① 既存の楽曲のアレンジ

楽曲の権利者（作詞者・作曲者・音楽出版社等）に編曲の許諾を得る必要があります。

- ② オリジナル曲

作曲者の許可を得ていれば、自由に配信できます。

参照 <https://www.jasrac.or.jp/info/network/pickup/movie.html#anc05>